

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第9号、町有財産の処分についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

議案第9号、町有財産の処分についての、提案説明を申し上げます。

処分の対象となる財産及び数量については、大字東白方字奥谷22番7、同じく字向山38番19及び桃山227番1並びに大字青木字転石951番7の一部の雑種地45,536.13㎡でございます。

売却予定価格は3億4,971万7,478円でございます。

売却の相手方は、福岡県北九州市門司区新門司北一丁目3番9、クラウン・フーズ株式会社、代表取締役米澤隆でございます。

また、参考資料といたしまして、2ページに処分対象となる土地の図面を添付いたしております。

処分の概要といたしましては、現在サッカー場として活用しております当該町有地を企業誘致のために売却しようとするものでございます。

以上の内容のものを、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をもとめるものでございます。

以上、議案第9号、町有財産の処分について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。